嵯峨野小学校ＰＴＡ
選挙細則、内規

役員選出に関する選挙細則及び内規

第１条　役員等の選出

役員は３月総会において、無記名投票選挙により選出するものとする。

第２条　役員候補者選考委員会の構成と任務

１項　役員候補者選考委員会は、役員の中から互選で５名及び会長の委嘱による若干名をもって構成する。

２項　役員候補者選考委員会は、必要と認められる役員候補者を選考し、これを選挙管理委員会に届出をもって解散とする。ただし、諸事情により定数に満たない事態が発生した場合などは、解散できないものとする。

第３条　候補者の種類及び届出

１項　以下の方法で候補者となることができる。

〇立候補（本会に１年以上所属し、正会員１０名以上の推薦および嵯峨野小学校学校運営協議会理事会の承認を得られた者）

〇推薦候補（正会員１０名以上が推薦し、かつ本人の了解および嵯峨野小学校学校運営協議会理事会の承認を得られた者）

〇指名候補（役員候補者選考委員会が選考し、小学校管理職の確認を得た者）

２項　候補者の届出

イ）立候補者、推薦候補者は、文書により総会の１週間以上前に選挙管理委員会に届出するものとする。

ロ）指名候補者の届出は、総会の５日以上前に届出するものとする。

第４条　候補者の選考基準

１項　役員選考に際して次の者は除く。

連続して２年以上役員にあたった者は、選考対象から除かれる。ただし、本人が承諾すれば役員に再任されてもよい。

第５条　選挙管理委員会の構成及び任務

１項　選挙管理委員会は正会員の中から会長が委嘱し、総会の１０日以上前に委員会を設置することとする。

２項　選挙管理委員会は各候補者の届出を受け付け、これを総会３日以上前に公示しなければならない。

３項　その他、選挙管理に関する事務一切をおこなう。

第６条　会計監査の選出

１項　会計監査の選出は本部役員がおこない、会長が任命する。

２項　会計監査は以下のものを除き、選出できる。

イ）本部役員を経験したもの

ロ）地域委員を除く常置委員を経験していないもの

ハ）会計監査を経験したもの

各種委員会委員選出に関する選挙細則及び内規

第１条　選挙細則及び内規

各種委員の選出の内規は、企画運営委員会での議決をもって、決定するものとする。

第２条　委員選出

１項　学級委員および広報・財務委員会の委員は各学級より選出されたクラス委員より、地域委員会の委員は各町より、以下のとおり決定するものとする。

イ）学校サポート委員・広報委員

・PTA 規約第７条２項ロ）に定めるとおりとする。

ロ）地域委員

・各町在住の正会員から互選によって２名を選出する。ただし、各町内の実態によりこの限りではない。

・地域委員は兄弟姉妹で在学されている場合、上位学年の児童で選出される。ただし、上位学年の児童で地域委員を経験している場合は、下位学年の児童でも選出される。

・地域委員の委員長及び副委員長に１年間在任経験があるものは、委員経験者の印を対象の子どもが卒業するまで付ける。

２項　委員の任期及び委員長の選出

イ）委員の任期は１カ年とし、再任は妨げないものとする。

ロ）各種委員会の委員長及び副委員長は各委員の互選により選出するものとする。

ハ）各種委員会の委員長および副委員長に１年間在任経験があるもの、および卒業式の謝辞を担当した委員は、委員長および副委員長選出、委員長及び副委員長経験児童のクラスで委員経験者より委員選出がおこなわれる際の委員選出より除かれる。また、各種委員会の委員長および副委員長に１年間在任経験があるものは、卒業式の謝辞を担当する委員の選出より除かれる。ただし、本人が承諾すれば選任または再任されてもよい。

ニ）本部役員に１年以上在任したものは、委員長及び副委員長選出より除かれる。ただし、本人が承諾すれば選任されてもよい。

３項　一人の子どもについて、１回以上は委員をすることが望ましいものとする。

４項　委員選出の際は選出用の名簿を作成し、未経験者より抽選する。ただし、未経験者のみで委員人数に達さない場合は、経験者より抽選する。

５項　委員経験者であっても、再度の推薦及び立候補を妨げるものではない。

６項　本部役員に１年以上在任したものは、当該児童の委員選出より除かれる。（地域委員は除く）

本部役員に２年以上在任したものは、永久免除を取得する。

ただし、本人が承諾すれば常置委員に選出されてもよい。

７項　同好会部長

同好会部長に選出された者は、右京北支部の当番校の年度に限り、委員選出より除かれる。ただし、本人が承諾すれば委員に選出されてもよい。

第３条　委員選挙管理委員会の構成と任務

１項　委員選出に当たっては、委員選挙管理委員会を置くものとする。

２項　委員選挙管理委員の構成は、前年度の１～６年生の学校サポート委員に委嘱する。
３項　委員選出の確認作業をおこない、委員の選出もしくは抽選の実施を決定する。

第４条　付記
１項　委員とは、学校サポート・広報・地域の各委員会の委員を指す。
２項　兄弟姉妹は上位学年の学級を優先する。
３項　委員経験者の印は、対象の子どもが卒業するまで付ける。
４項　立候補は兄弟姉妹で在学されている場合、上位学年の学級での受け付けとなる。ただし、上位学年で委員を経験している場合は、下位学年でも受け付ける。取り下げは指定する期日まで受け付ける。

令和８年４月１日施行